

上富良野町立東中小学校

学校いじめ防止基本方針



【目 次】

はじめに

いじめ防止等のためお対策の基本的な方向に関する事項 . . . 1

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 . . . 3

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめ防止等の対策のための組織設置
- 3 いじめの防止等に関する措置 . . . 5
 - ・ いじめ発見・見守りチェックシート
 - ・ 主な相談窓口

その他の留意事項 . . . 15

- 1 学校評価
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 地域や家庭との連携

重大事態への対処 . . . 16

- 1 重大事態とは
- 2 学校における重大事態の対処
- 3 重大事態対応フォロー図

東中小学校いじめ防止プログラム . . . 17

【別紙資料】

別紙 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

（1）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、何よりも、児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の児童の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCAサイクルに基づいた取組を行います。

（2）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、児童が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

（3）いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

いじめ防止等のための対策に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識をもち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対応などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム^{*P13参照}）、早期発見・事案対応マニュアル^{*P8参照}に基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家である スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対応について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム^{*P13参照}）の作成や実施の際に、児童（生徒）や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織^{P4 対策組織*1}を構成し、いじめへの対応等は、必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え^{P4 対策組織*2}、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) 組織の役割

未然防止

ア) いじめが起きにくい, いじめを許さない環境づくり

早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための, いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録, 共有

ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,

及び関係児童に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

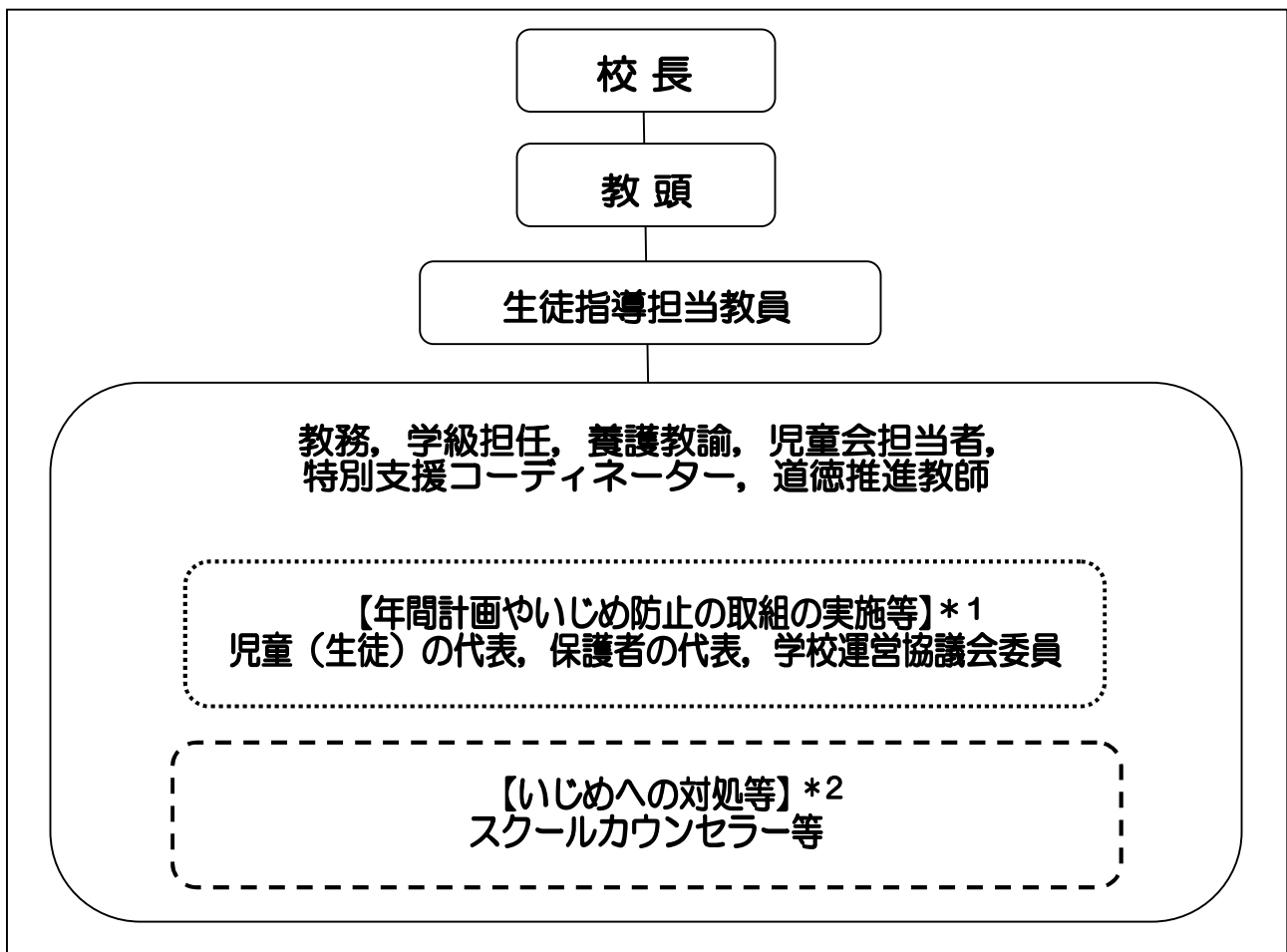
学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成, 実行, 検証, 修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織



3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止のための措置

いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育む取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導のあり方には細心の注意を払います。

自己有用感¹や自己肯定感²をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っているとすることが出来る機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

2 自己肯定感…「自分はよいところがある」，「自分は○○ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

児童自らがいじめの未然防止について考え，取り組む指導の充実

- ア) 児童自らが，いじめの問題について，主体的に考え，いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に進めます。
- イ) 児童会を中心とした取組を行う際に，全ての児童が，いじめ防止の取組の意

義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

ウ) 児童が傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための心構えと手立て

早期発見のための心構え

いじめの早期発見のためには、いじめは人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わり合い、判断していくことが大切である。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見のがさないアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することを心がけていく。

特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことが、法の規定に違反することを理解し、積極的に情報交換を行う。

児童自身が SOS を発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、多大な

勇気を要するものであることを教職員が理解し、訴えがあった場合は迅速に対応することを徹底する。

早期発見のための手立て

日々の観察と情報交換

- 児童とのふれあいの中で、表情や言動の変化を見逃さないように観察する。
- 様々な教育活動を通して、多くの教職員で児童を見守り、気になることがあった時など、随時情報交換を行う。

教職員の指導力の向上

- 校内でいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し（生徒指導部）、教職員の資質向上に努め、個々の児童への指導を充実させる。
- 好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有する等、事案に対する適切な対応方法に関する教職員の共通理解を図る。

定期的なアンケート調査・個人面談

- 半期に一度全校児童を対象に生活アンケートを実施する。また、実態に応じ

て随時実施する。

- アンケートで気になる回答があった時は、即時確認をする。
- 可能な範囲で個人面談を実施し、児童の悩みなどに耳を傾ける。
- アンケートで本音を書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努める。

保護者・地域との連携

- 「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載などにより、保護者や地域の方が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や年度初めに児童、保護者、関係機関等に周知する。
- 日頃から、積極的に情報交換を行う。（通信、電話、家庭訪問、保護者会等）
- 学校だよりでいじめの発見に協力を求めるとともに、入学時や年度初めに、児童、関係機関などに周知する。

何か気になることがあるときは、担任に気軽にご相談ください。

担任に相談しづらい場合は、教頭、教務主任、スクールカウンセラー等相談しやすい職員にご相談ください。

（３）いじめに対する措置

いじめの発生に気付いた場合は、対策組織を招集し、担任だけでなく教職員全員が連携して的確・迅速に対応する。保護者との対応についても誠意をもって行い、問題解決のために信頼関係と協力体制の樹立に一層努める。また、いじめの状況によっては関係機関との連携を図る。そして、いじめられている子どもを継続して見守るとともに、二度といじめを発生させない学級・学年づくりを推進する。

いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・ 対策組織を招集する
- ・ いじめられた児童の安全を確保する。

正確な事実関係の把握

- ・ 関係児童、周りの児童から聞き取り、記録をする。
- ・ いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

方針決定・指導体制編成

- ・ 指導のねらいを明確にする。
- ・ 全教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を考える。
- ・ 教育委員会・関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援	・いじめられた児童を保護し、心配や不安感を取り除く。 ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
保護者との連携	・直接会って把握している事実と具体的な対策を伝える。 ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
今後の対応	・継続的に支援や指導を行う。 ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

把握すべき情報例

誰が誰をいじめてるのか。 _____ 【加害者と被害者の確認】
いつ、どこで起こったのか _____ 【時間と場所の確認】
どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。 _____ 【内容】
いじめのきっかけは何か。 _____ 【背景と要因】
いつ頃から、どのくらい続いているのか。 _____ 【期間】

いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の二つの要件が満たされている場合に「解消している状態」と捉える。また、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも 3 カ月以上継続している。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身に苦痛を感じていないと認められる。

注) 卒業をもって「解消している」と判断せず、中学校へ引継ぎなどを確実にを行う。

いじめが起きた時の対応

いじめられている児童

起こっている事実を確認するとともに、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。

安全確保のための巡視体制を強化する。

3か月を目安としたいじめ解消にむけ組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高めるなど心のケアと支援に努める。

いじめている児童

いじめてしまった気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。

心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめが非人道的であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

他の児童と離れた場所での指導も検討する。

学級（周りにいた児童）

いじめが起こったことを伝え、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。

いじめられている児童やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。

いじめをなくすためによりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。

いじめられた児童の保護者に対して

発見したその日のうちに家庭訪問等で面談し、事実関係を伝えるとともに、いじめられている児童を守り抜くことを伝える。

いじめた児童や周囲の児童への対応と学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

継続して家庭と連携をとり、家庭での児童の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受けとめる。

いじめた児童の保護者に対して

いじめの事実を伝え、いじめられる児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが卑怯な行為であることを指導するように依頼する。

児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考える。

学級の保護者に対して

当該児童及び、保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応などについて協力を求める。

関係機関

プライバシーに配慮しつつ、スクールカウンセラー等に事態を報告し、一体となって解決に取り組む。

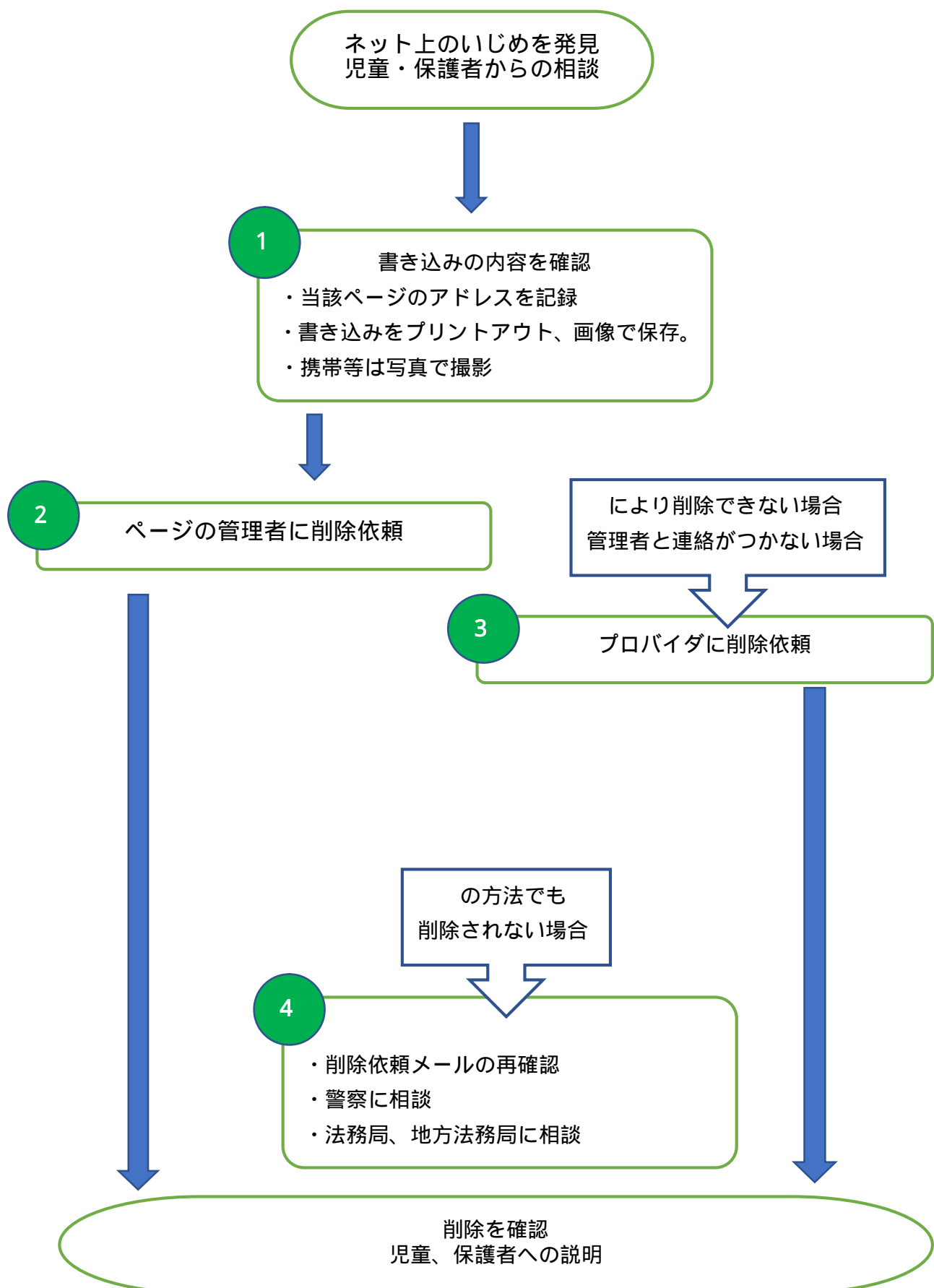
事案によっては教育委員会や警察署、児童相談所、民生・児童委員との連携を図る。

【再発防止に向けた取組】		
○原因の詳細な分析 ・事実の整理、指導方針の再確認 ・必要に応じて外部専門家の助言 ○学校体制の皆瀬・充実 ・生徒指導体制の強化や SC の派遣要請等 ・児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○教育内容及び指導方法の改善・充実 ・児童の居場所づくり、絆づくり等、学年・学級経営の見直し ・豊かな心を育てる指導の工夫 ・わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる授業など、授業改善の取組	

- SNS・ネットいじめへの対応
SNS・ネット上のいじめ

掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネットいじめ」
 ・上記への誹謗中傷の書き込み
 ・上記の個人情報を無断で掲載
 ・特定の人物になりすましてネット上での活動を行う。
 メールでのネットいじめ
 ・メールを用い特定の児童に対して誹謗中傷を行う。
 ・「チェーンメール」で悪口や誹謗中傷の内容を送信する。
 ・「なりすましメール」で誹謗中傷などを行う。
 その他の「ネットいじめ」
 ・口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷
 ・SNS を利用して誹謗中傷の書き込みを行う。

誹謗中傷の削除までの流れ



掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼メールの文例

〔件名〕削除依頼について

〔本文〕

上富良野町立東中小学校 教諭 ○○

- ・削除してほしい掲示板名および URL
- ・削除してほしいスレッド及び URL
- ・問題となっている書き込み№（レス番号）
- ・具体的な削除依頼理由

上記掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。

さらに書き込みが行われると犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

チェーンメール等への対応

児童にチェーンメールを知り合いに転送しないよう、次の点を踏まえ指導を行う。

携帯電話やパソコンのメールは、誰に転送したか、もしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。

チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと。

チェーンメールを転送すると受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネットいじめ」の加害者となること。チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因になるため行わないようにすること。

チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

チェーンメールについて不安を解消できない児童には以下の転送先を紹介する。

（財）日本データ通信協会においてチェーンメールの転送先や対処の方法などが紹介されている。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

いじめ発見・見守りチェックシート

年 氏名

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。 ☐ イライラして，物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり，泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり，不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても，愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

児童のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を！

日常の児童とのふれあいを大切に！

気付いたことを，5W1H（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を！

主な相談窓口

◆上嘉良野町

<住 所>

〒071-0563 上嘉良野町緑町1丁目9番4号（教育委員会）

<電話番号>

上嘉良野教育委員会学校教育班 45-6699

かみふらの あんしんライン 0800-800-0931

<受付時間>

月～金 8:30～17:00

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<住 所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおはん）

<受付時間>

月～金 8:30～17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<住 所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住 所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45～17:30

その他の留意事項

1 学校評価

学校評価において、いじめ防止のための取組に関わる達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや臨終心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担が掛からないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度初めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校便りや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

重大事態への対処

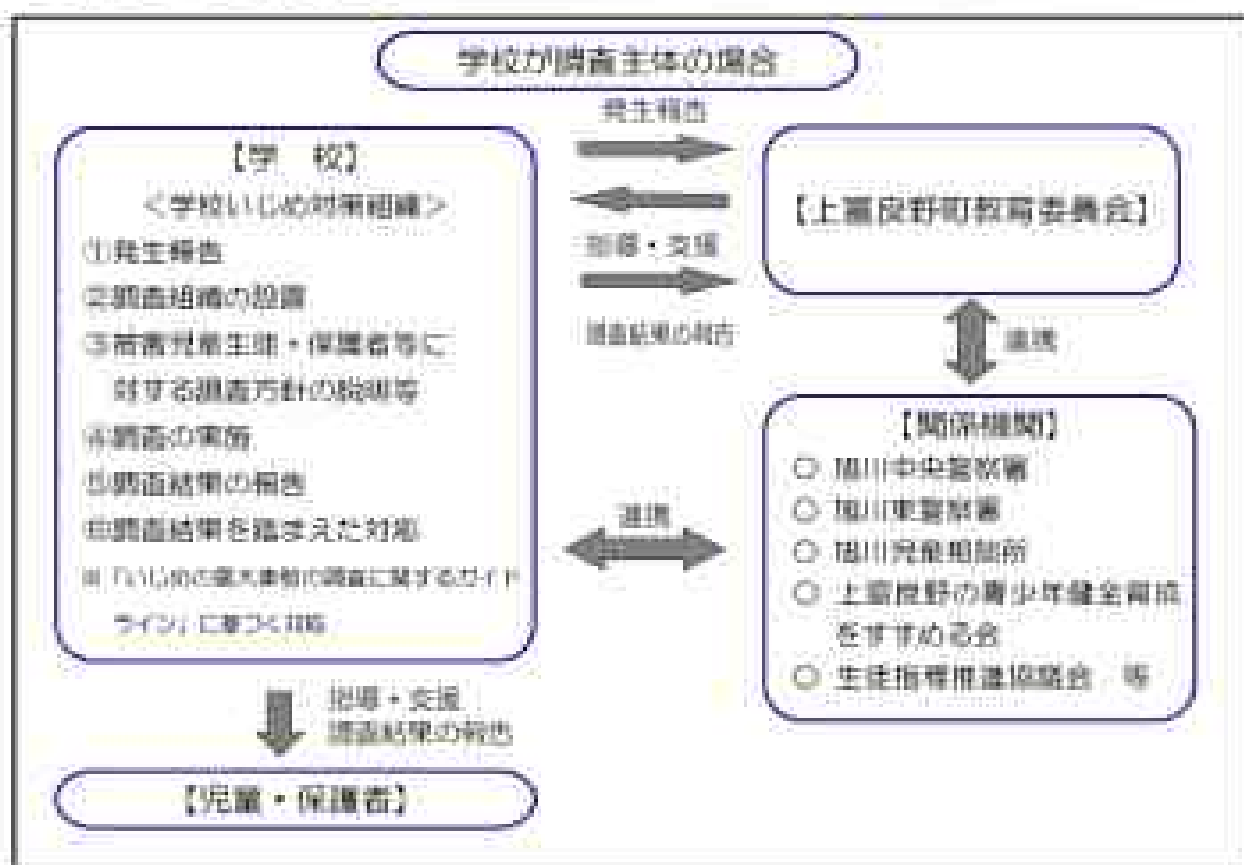
1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - (3) 児童や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
- * 重大事態か否かの判断は，「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告し，「重大事態対応フロー図」*³に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は，「学校いじめ対策組織」において実施し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果は，被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図



V 東中小学校いじめ防止プログラム

別紙児童用マニュアル参照

東中小学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	・入学式 ・通学路清掃	・ふれあい会総会 ・子ども会総会 ・田植え（3～6年）	・運動会 ・宿泊研修（5・6年） ・花壇植栽	・参観日・個人懇談	・交流学习	・東中祭典 ・遠足 ・前期クラブ活動 ・稲刈り（3～6年）
月目標	気持ちのいいあいさつをしよう	決まりある生活をしよう	意欲的に学習に取り組もう	暑さに負けず、学習や運動をしよう		体をきたえよう
教職員	- いじめ防止対策組織会議 - 新しいいじめ防止基本方針HP公開 - 説明内容の検討 - 職員会議における研修の年間計画	- 職員会議における研修 - 児童理解交流及び研修 - 運動会で育てる資質・能力	- 職員会議における研修 - 児童理解交流及び研修 - いじめアンケート・教育相談より	- いじめ防止対策委員会 - アンケート結果 - 取組の点検・評価 - 前期後半の重点	- 職員会議における研修 - 児童理解交流及び研修 - 学芸会や収穫祭で育てる資質・能力	- いじめ防止対策委員会 - 前期振り返り - 後期取組について
	- 学校ネットパトロール（毎月実施） - 幼小中連携 情報交流 授業参観等（前期数回実施）	青少年健全育成を進める会	- 生徒指導連携協議会 - 道教委調査 - 教育相談	- 職員会議における研修 - 児童理解交流及び研修 - 夏休みに向けての留意点	- なかよしサミットの開催 - 学校評価（中間） - いじめの防止等に関わる取組に点検	- 職員会議における研修 - 児童理解交流及び研修 - 学芸会や収穫祭での指導の在り方
児童生徒	- いじめ防止基本方針の学習 - いじめ相談窓口の周知	- なかよしサミット交流会参加 - 学習及び生活の基礎づくり	- いじめアンケート - 生活リズムチェックシート1回目	学校アンケート	なかよしサミットへの参加	
	げんきにあいさつをしよう（低学年） 気持ちのよいあいさつを心がけよう（中学年） 手本になるあいさつをしよう（高学年）（C） おにいさん・おねえさんからたくさんおしえてもらおう（低学年） お兄さん・お姉さんからたくさん学ぼう（中学年） 高学年としてやさしく教えてあげよう（高学年）（C）	人よりさきにあいさつしてみよう（低学年） 自分からすすんであいさつしよう（中学年） 自分から進んであいさつしよう（高学年）（C） ともだち・おにいさん・おねえさんとたくさんあそぼう（低学年） 友だち・お兄さん・お姉さんとたくさん遊ぼう（中学年） 友達の良さががんばりを見つけよう（高学年）（C）				
家庭・地域	- 前期のめあて【マイノリ】 - 学級目標の話合い - 東中ソーラン - 東中清流太鼓	- 運動会めあて反省【マイノリ】 - 修学旅行のめあて反省【マイノリ】 - なかよくね（1年） - 友だちのことを考えて（2年） - 正しいと思うことを（3年） - 正しいことを行う（4年） - 広い心で（5年） - 理解し合うために（6年） - 運動会練習	- きもちのよいあいさつ（1年） - れいぎ正しく（2年） - 自分を見つめて（3年） - 一人ひとりのよいところ（4年） - 公正・公平な態度とは（5年） - だれにでも公正・公平な心で（6年）	- よいと思ったことは（3年） - 正しいことを行う勇氣（4年） - 自分らしさを知る（5年） - 個性を知って（6年）	- がっこうでたのしく（1年） - 楽しい学級（2年） - 公平なたいどで（3年） - わけへだてをしないで（4年）	- 前期の反省【マイノリ】 - あいてにしんせつに（1年） - おもいやりの心で（2年） - やさしさで（3年） - 分かり合うために（4年）
	- 保護者懇談会 - 学校いじめ防止基本方針の説明 - インターネット上のいじめの防止に関わる啓発	「PTA総会」 - いじめ防止基本方針 - チェックリストチェックリスト - 現状の課題共有	「地域公開参観日」 「いじめ」や「情報モラル」などをテーマとした授業 「学校運営協議会」 - いじめ防止基本方針等の確認 - 課題共有	「上南P連」教育講演会への積極的な参加	前期の取組状況の公表	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	・学芸会 ・収穫祭	・町民コンサート ・読書週間	・参観日・個人懇談 ・全校給食 ・分館清掃	・冬のスポーツ大会(子ども会)	・新1年生入学説明会 ・後期クラブ活動	・卒業式
月目標	全員で協力して取り組もう	たくさん本を読もう	落ち着いて学習に取り組もう	寒さに負けず、学習や運動をしよう		1年間のまとめをしよう
教職員	- 職員会議における研修 ・児童理解交流及び研修 - 幼小中連携 情報交流 授業参観等(後期数回実施) - 道教委調査 - 教育相談	- いじめ防止対策委員会 ・アンケート結果確認確認 ・取組の点検・評価 - 職員会議における研修 ・児童理解交流及び研修 ・育てたい資質・能力(C)の状況 - 学校評価 実施	- 職員会議における研修 ・児童理解交流及び研修 ・冬休みに向けての留意点 - 学校評価 ・いじめの防止等に関わる 取組にいて点検	- いじめ防止対策委員会 ・学校評価を受けて、今後の方策検討 - 職員会議における研修 ・児童理解交流及び研修 ・学校評価を受けて	- いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針等の見直し ・いじめ防止プログラム改善 - 職員会議における研修 ・児童理解交流及び研修 ・次年度に向けて 資質・能力 - 青少年健全育成を進める	職員会議における研修 ・児童理解交流及び研修 ・次年度に向けて 資質・能力
児童生徒	- いじめアンケート - 生活リズムチェックシート2回目 - お世話になっている人にもたくさんあいさつしよう(低学年) 相手を見てあいさつをしよう(中学年) 気持ちの伝わるあいさつをしよう(高学年)(C) - ともだち・おにいさん・おねえさんのがんばりを見つけよう(低学年) 行事を通して自分や友だちの良さを見つけよう(中学年) 行事を通して自他の良さを再発見しよう(高学年)(C) - 後期 めあて[マイノート] ・学芸会めあて反省[マイノート] ・収穫祭めあて反省[マイノート] ・学芸会練習 ・収穫祭準備	- 学校アンケート - いじめ相談窓口の周知 - 学習及び生活の見直し - だれにたいしても(1年) みんなとなかよく(2年) やさしさを(3年) 自分を輝かせて(4年) 友達と支え合う(5年) 友達を信じるとは(6年)	やさしいきもちで(1年) あいてを思いやって(2年) 相手の意見も大切に(3年) みんな大切な考え(4年) わかり合うために(5年) 広い心で(6年)	- 相手の目を見てあいさつしよう(低学年) 心のかもったあいさつをしよう(中学年) あいさつや礼儀を通して感謝の気持ちを伝えよう(高学年)(C) - せいちょうしたこと・できるようになったことを見つけよう(低学年) みんなや自分の成長・がんばりをたたえ合おう(中学年) 卒業進級に向け、自他の良さを認め合おう(高学年)(C) - 清流太鼓の練習(4・5年) 清流太鼓の引継・伝達(6年) - 清流太鼓の練習(4・5年) 清流太鼓の引継(6年) 自分のすききらいでなく(1年) だれにたいしても(2年) 分けへでてしないで(3年) 公正な態度で(4年) 公正・公平な社会を(5年) 差別のない世界を求めて(6年) - 後期の反省[マイノート] ありがとうのきもちで(1年) ありがとうの気持ちを(2年) つたえたいありがとう(3年) 周りの人にありがとう(4年) 家族に感謝して(5年) 支えてくれた人々に(6年) 卒業式練習(卒業生・在校生)		
家庭・地域	・町P連「教育講演会」への積極的な参加			- 今年度の取組状況等についての公表 「学校運営協議会」 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度のいじめ防止基本方針 に関わる協議		

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入ってないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやらうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。